

35. 塵芥集とは

問 伊達家の塵芥集とはどのような本ですか。

(1)

答 戦国大名が、それぞれ分権的な法権をもち、一族子弟や分国内の家臣統制、農民統治に関して制定発布した独自の法を、分国法又は大名法と呼んでいます。東北の戦国大名伊達14世植宗〔たねむね〕⁽²⁾が、天文5年〔1536〕4月14日制定した171箇条〔村田本〕の分国法の題名が「塵芥集」なのです。わが国中世の分国法の多くが慣習法だった中で、最大の成文法であるにも拘らず、その制定の意図や目的を明確にできる資料は何一つ残されていません。「塵芥集」という名称すら、第4代綱村が延宝7年〔1679〕に、家臣村田親重からその写本1冊を進上されるまでは、殆ど伊達家関係の史料に現われていないのは、実に意外なことです。これより7年後の貞享3年〔1686〕田辺希賢に「伊達正統世次考」の撰述を命ぜられますが、この書の卷之8下、天文5年4月14日の条に『……定政事式一百六十九条。君臣加誓書為一巻。名曰塵芥集。……塵芥集一巻。今藏在秘府。』と初出します。

およそ法典らしからぬ公家的・王朝的・文芸的な余韻をもつ塵芥集という名称の由来を推測するに足る資料も、したがって皆無です。塵芥の語が、中世の文芸・仏教関係にとられているのはよく見られるが、法典の題名としてつけられたことは、極めて特異なことで、戦国武将伊達植宗の人柄と教養の高さを示すものであることは確かです。法制史学者の滝川政次郎説によれば、「塵芥」は、当時の用例の中で「種類の多い」の意もあるので、「塵芥集とは世事万般のことを規定した法典」であるといわれます。

塵芥集の現存する伝本には、村田本（仙台市博物館蔵）・佐藤本（同館蔵）・新写本（同館蔵）・狩野本（東北大学図書館蔵）・猪熊本（小林宏氏蔵）の5種類があります。仙台文庫叢書中の「塵芥集」は、村田本を底本として、明治27年に活字化公刊されたものです。

注(1) ^Xじんかいしゅう。電話や面接での質問の際、「りんかいしゅう」・「伊達政宗のりんかいしゅう」・「ろっかいしゅう」などと誤ったものが多いので注意を要する。

注(2) 植宗の名は、將軍足利義植から賜わった偏諱〔へんき。2字の名のうちの1字。諱はいみなしで、死後にいう生前の実名、また高貴の人の実名をいう。この場合は後者の意味。偏諱を賜わると、功績・栄誉を示すものであった〕によるものである。文武兼備の武将で、その勢力範囲を拡大するとともに、よく民政にも努めた。天文2年〔1533〕質物に関する特別法「藏方之掟」〔くらかたのおきて〕、その3年後の天文5年「塵芥集」を制定した。同11年〔1542〕越後守護職上杉定実の世継ぎとして三男実元〔亘理伊達成実の父〕を養子とすることになった時、これを不満とした嫡子晴宗と武力で相戦うことになった。天文17年〔1548〕まで続いた「天文の乱」で、実に伊達家勢力を二分しての血肉の内戦であ

った。このため上杉家への入嗣は実現しなかったが、上杉氏から贈られた竹に雀の紋章がその後伊達家の家紋の一つとなった。やがて晴宗との和解後、伊具丸森に隠居し、永禄8年〔1568〕78才で歿した。丸森松音寺山に葬る。智松院殿直山円入大居士と追謚する。伊達家歴代で最も偉大だった9世政宗と17世政宗との間にあって、両者に次ぐ足跡を伊達家の歴史に残した人物で、伊達家中興の祖ともいわれる。

資料 伊達家塵芥集の研究（小林 宏）

塵芥集（「仙台文庫叢書」第2集）

“（「仙台叢書」続刊1の内）

“（「伊達家史叢談」2）

“（「大日本古文書」の内）

“（「中世法制史料集」第3巻（佐藤進一、池内義賢、百瀬今朝雄編）の内。「藏方之掟」をも収録）

36. 高力左近は切支丹大名 だったのか

問 「仙台城下絵図の研究」に次のように書かれた箇所があります。

(1)

『寛文8年に切支丹大名である高力左近が仙台藩に預けられた。藩では中島丁の現在の女子師範〔現第一女子高の校地〕の所にあった屋敷を4軒つぶしてここに居らしめた。この屋敷は二高〔旧制〕所蔵の寛文7・8年「仙台城下絵図」に初めて見えてゐる。』

この高力左近〔こうりきさこん〕を切支丹大名と書いてある点が疑問です。他の資料のあらゆるものを見てもわかりません。高力左近は果して切支丹大名だったのでしょうか。また何処の大名だったのでしょうか。

答 問題の記事は「東藩史稿」「伊達家文書」〔?〕による旨の注があるので、典拠となったそれらの資料に一応当ります。「東藩史稿」卷之5（作並清亮）に『寛文八年〔1668〕戊申〔つちのえさる〕二月二十七日、幕命アリ、高力左近将監隆長〔こうりきさこんしょうげんたかなが〕罪アリテ我ニ幽ス』。「肯山公治家記録」前編卷之5、寛文8年2月27日条に『廿七日丙申〔ひのえさる〕評定所へ御家臣指出サル処……高力左近殿領知ノ仕置非分ノ役ヲ懸ケ土民困窮ノ趣、台聴ニ達シ、領知ヲ上収ノ事覚書ヲ以テ演説……左近殿仙台居処御城下片端士屋敷ニ指置ルヘシ……此日午刻御家臣評定所ヨリ左近殿ヲ請取、浅布〔麻布〕屋敷ノ中小十郎景長藩邸ニ移シ、守護ス。或記ニ左